

消費者トラブル



第4回

注意報

【トラブルQ & A】 ワンクリックしただけで、いきなり料金請求

■相談します

インターネットでいろいろなサイトを見ているうちにアダルトサイトにつながり、何気なく画面をクリックしたらいきなり「登録を完了しました。登録料4万9千円を2日以内に振り込んでください」という大きな赤い文字が画面に表示されました。

有料だとわかっているればクリックしなかったのに、登録料を支払わなければならないのでしょうか?

■お答えします

これはワンクリック詐欺といわれるもので、出会い系サイトやアダルトサイトに多いインターネット上の「ワナ」です。

平成13年に施行された電子消費者契約法では、申し込みの内容(利用内容・料金等)を確認できる画面を業者が用意しない場合、消費者の操作ミスによる契約は無効としています。業者が「電子消費者契約法は守っているので、OKボタンをクリックした時点で契約は成立している」と画面で主張してきても、このような場合、契約が成立しているとはいえず、支払いの義務は生じません。

業者に対し、「利用していない」旨や苦情の返信メールを送ると「反応がある人」と思われて、更にメールや請求が来ることがありますので、業者に連絡をとることは禁物です。

また、電話で連絡をすると、住所、氏名、勤務先などの個人情報を巧みに聞き出されてしまうこともあります。

この事例のような場合には、業者の要求は無視してください。

問い合わせ 消費生活センター(☎2928-1233・FAX2923-8711)

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日(祝休日を除く)
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 旧市庁舎2階(宮本町1-1-2)
相談専用電話 04-2926-0999

「子どもの人権110番」
さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 8時30分～午後7時(22日(土)～23日(祝))
日(祝)は、午前10時～午後5時

申し込み・問い合わせ 教育センター(☎2924-3333・FAX2923-2395)へ電話

古布を使って「そうり作り」

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 9月17日(祝)～23日(祝)/午前8時～午後5時

申し込み・問い合わせ から消費生活センター(☎2923-8711)へ電話

消費者トラブル



第4回

注意報

【トラブルQ & A】 ワンクリックしただけで、いきなり料金請求

■相談します

インターネットでいろいろなサイトを見ているうちにアダルトサイトにつながり、何気なく画面をクリックしたらいきなり「登録を完了しました。登録料4万9千円を2日以内に振り込んでください」という大きな赤い文字が画面に表示されました。

有料だとわかっているればクリックしなかったのに、登録料を支払わなければならないのでしょうか?

■お答えします

これはワンクリック詐欺といわれるもので、出会い系サイトやアダルトサイトに多いインターネット上の「ワナ」です。

平成13年に施行された電子消費者契約法では、申し込みの内容(利用内容・料金等)を確認できる画面を業者が用意しない場合、消費者の操作ミスによる契約は無効としています。業者が「電子消費者契約法は守っているので、OKボタンをクリックした時点で契約は成立している」と画面で主張してきても、このような場合、契約が成立しているとはいえず、支払いの義務は生じません。

業者に対し、「利用していない」旨や苦情の返信メールを送ると「反応がある人」と思われて、更にメールや請求が来ることがありますので、業者に連絡をとることは禁物です。

また、電話で連絡をすると、住所、氏名、勤務先などの個人情報を巧みに聞き出されてしまうこともあります。

この事例のような場合には、業者の要求は無視してください。

問い合わせ 消費生活センター(☎2928-1233・FAX2923-8711)

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日(祝休日を除く)
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 旧市庁舎2階(宮本町1-1-2)
相談専用電話 04-2926-0999

「子どもの人権110番」
さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 8時30分～午後7時(22日(土)～23日(祝))
日(祝)は、午前10時～午後5時

申し込み・問い合わせ 教育センター(☎2924-3333・FAX2923-2395)へ電話

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 9月17日(祝)～23日(祝)/午前8時～午後5時

申し込み・問い合わせ から消費生活センター(☎2923-8711)へ電話

消費者トラブル



第4回

注意報

【トラブルQ & A】 ワンクリックしただけで、いきなり料金請求

■相談します

インターネットでいろいろなサイトを見ているうちにアダルトサイトにつながり、何気なく画面をクリックしたらいきなり「登録を完了しました。登録料4万9千円を2日以内に振り込んでください」という大きな赤い文字が画面に表示されました。

有料だとわかっているればクリックしなかったのに、登録料を支払わなければならないのでしょうか?

■お答えします

これはワンクリック詐欺といわれるもので、出会い系サイトやアダルトサイトに多いインターネット上の「ワナ」です。

平成13年に施行された電子消費者契約法では、申し込みの内容(利用内容・料金等)を確認できる画面を業者が用意しない場合、消費者の操作ミスによる契約は無効としています。業者が「電子消費者契約法は守っているので、OKボタンをクリックした時点で契約は成立している」と画面で主張してきても、このような場合、契約が成立しているとはいえず、支払いの義務は生じません。

業者に対し、「利用していない」旨や苦情の返信メールを送ると「反応がある人」と思われて、更にメールや請求が来ることがありますので、業者に連絡をとることは禁物です。

また、電話で連絡をすると、住所、氏名、勤務先などの個人情報を巧みに聞き出されてしまうこともあります。

この事例のような場合には、業者の要求は無視してください。

問い合わせ 消費生活センター(☎2928-1233・FAX2923-8711)

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日(祝休日を除く)
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 旧市庁舎2階(宮本町1-1-2)
相談専用電話 04-2926-0999

「子どもの人権110番」
さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 8時30分～午後7時(22日(土)～23日(祝))
日(祝)は、午前10時～午後5時

申し込み・問い合わせ 教育センター(☎2924-3333・FAX2923-2395)へ電話

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 9月17日(祝)～23日(祝)/午前8時～午後5時

申し込み・問い合わせ から消費生活センター(☎2923-8711)へ電話

消費者トラブル



第4回

注意報

【トラブルQ & A】 ワンクリックしただけで、いきなり料金請求

■相談します

インターネットでいろいろなサイトを見ているうちにアダルトサイトにつながり、何気なく画面をクリックしたらいきなり「登録を完了しました。登録料4万9千円を2日以内に振り込んでください」という大きな赤い文字が画面に表示されました。

有料だとわかっているればクリックしなかったのに、登録料を支払わなければならないのでしょうか?

■お答えします

これはワンクリック詐欺といわれるもので、出会い系サイトやアダルトサイトに多いインターネット上の「ワナ」です。

平成13年に施行された電子消費者契約法では、申し込みの内容(利用内容・料金等)を確認できる画面を業者が用意しない場合、消費者の操作ミスによる契約は無効としています。業者が「電子消費者契約法は守っているので、OKボタンをクリックした時点で契約は成立している」と画面で主張してきても、このような場合、契約が成立しているとはいえず、支払いの義務は生じません。

業者に対し、「利用していない」旨や苦情の返信メールを送ると「反応がある人」と思われて、更にメールや請求が来ることがありますので、業者に連絡をとることは禁物です。

また、電話で連絡をすると、住所、氏名、勤務先などの個人情報を巧みに聞き出されてしまうこともあります。

この事例のような場合には、業者の要求は無視してください。

問い合わせ 消費生活センター(☎2928-1233・FAX2923-8711)

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日(祝休日を除く)
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 旧市庁舎2階(宮本町1-1-2)
相談専用電話 04-2926-0999

「子どもの人権110番」
さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 8時30分～午後7時(22日(土)～23日(祝))
日(祝)は、午前10時～午後5時

申し込み・問い合わせ 教育センター(☎2924-3333・FAX2923-2395)へ電話

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 9月17日(祝)～23日(祝)/午前8時～午後5時

申し込み・問い合わせ から消費生活センター(☎2923-8711)へ電話

消費者トラブル



第4回

注意報

【トラブルQ & A】 ワンクリックしただけで、いきなり料金請求

■相談します

インターネットでいろいろなサイトを見ているうちにアダルトサイトにつながり、何気なく画面をクリックしたらいきなり「登録を完了しました。登録料4万9千円を2日以内に振り込んでください」という大きな赤い文字が画面に表示されました。

有料だとわかっているればクリックしなかったのに、登録料を支払わなければならないのでしょうか?

■お答えします

これはワンクリック詐欺といわれるもので、出会い系サイトやアダルトサイトに多いインターネット上の「ワナ」です。

平成13年に施行された電子消費者契約法では、申し込みの内容(利用内容・料金等)を確認できる画面を業者が用意しない場合、消費者の操作ミスによる契約は無効としています。業者が「電子消費者契約法は守っているので、OKボタンをクリックした時点で契約は成立している」と画面で主張してきても、このような場合、契約が成立しているとはいえず、支払いの義務は生じません。

業者に対し、「利用していない」旨や苦情の返信メールを送ると「反応がある人」と思われて、更にメールや請求が来ることがありますので、業者に連絡をとることは禁物です。

また、電話で連絡をすると、住所、氏名、勤務先などの個人情報を巧みに聞き出されてしまうこともあります。

この事例のような場合には、業者の要求は無視してください。

問い合わせ 消費生活センター(☎2928-1233・FAX2923-8711)

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日(祝休日を除く)
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 旧市庁舎2階(宮本町1-1-2)
相談専用電話 04-2926-0999

「子どもの人権110番」
さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 8時30分～午後7時(22日(土)～23日(祝))
日(祝)は、午前10時～午後5時

申し込み・問い合わせ 教育センター(☎2924-3333・FAX2923-2395)へ電話

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、いじめや虐待などについて、子どもたちからの電話相談に応じます。秘密は厳守します。

とき 9月17日(祝)～23日(祝)/午前8時～午後5時

申し込み・問い合わせ から消費生活センター(☎2923-8711)へ電話

消費者トラブル